

女性の健康支援事業実施要領

1 趣旨

女性は、妊娠及び出産を担う性として特有の身体的特徴を有することから、思春期から出産可能期、更年期、閉経後の高齢期にいたる各年代において、男性とは異なるさまざまな健康上の障害が出現する。

このため、女性が自己の健康管理を的確に行い、生涯を通じて健康で生きがいのある生活を送ることができるように支援することを目的として、女性の健康支援事業を実施する。

2 事業内容

女性の健康支援事業内容は、次のとおりとする。

(1) 女性のための健康相談

身体的又は精神的な悩み、不安等を有する女性が、気軽に相談できる機会として、保健師及び助産師等による健康相談を実施する。

ア 健康相談は、各保健福祉センター健康課において実施する。

イ 助産師による健康相談は、予約制とする。

ウ 健康相談の事後フォローについては、必要に応じて、医療機関等の協力を得ることとする。

(2) 関係機関等との連携

女性のための健康相談を実施するに当たり、必要に応じて、医療機関、関係機関等との連携を図ることとする。

(3) 女性のための健康教育

女性自身が、その健康状態に応じ、的確に自己管理を行うことができるよう、健康教育の実施及び広報媒体等により、正しい知識の普及啓発をする。

3 個人情報保護

事業に従事する者は、女性のための健康相談を受けた者等の個人情報の適正な取扱いに努め、個人の権利利益の保護に十分配慮するものとする。

4 その他

(1) 研修の実施

女性のための健康相談及び健康教育を実施するに当たり、保健師等の研修を実施する。

(2) 女性の健康に関する疫学調査への協力

女性のための健康相談を受けた者の承諾を得て、千葉県の実施する女性の健康に関する疫学調査に協力する。

附 則

この要領は、平成15年4月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。